

都市計画法第 29 条開発行為許可申請書 添付書類一覧表

No.	書類名称	内容	備考
1	開発行為許可申請書	☐ 都市計画法施行規則 別記様式第 2	■都市計画法施行規則 第 16 条第 1 項
2	委任状	☐ 代理人の住所・氏名・電話番号・FAX 番号及び資格（行政書士又は建築士）・委任事項・申請者の住所・氏名及び印	
3	設計説明書	☐ 東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 様式第 1 号	■自己居住用の場合、不要 ■都市計画法施行規則 第 16 条第 2 項 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 4 条第 1 項
4	新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類	☐ 東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 様式第 2 号	■自己居住用の場合、不要 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 4 条第 2 項
5	従前の公共施設の管理者等に関する書類	☐ 東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 様式第3号	■自己居住用の場合、不要 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第4条第2項
6	実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対象図	☐ 公共施設の新旧対象図	■自己居住用の場合、不要 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 4 条第 2 項
7	公共施設管理者の同意書	☐ 東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 様式第 4 号	■0.1ha 未満の場合、不要 ※各公共施設管理者が交付する他法令の同意書等は、0.1ha 未満の場合でも取得が必要 ■都市計画法第 32 条第 1 項 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 5 条第 1 項
8	公共公益施設管理者との協議書	☐ 公共施設の管理者 ☐ 義務教育施設の設置義務者（20ha 以上の場合） ☐ 水道事業者（20ha 以上の場合） ☐ 一般送配電事業者（40ha 以上の場合） ☐ 一般ガス導管事業者（40ha 以上の場合） ☐ 鉄道事業者（40ha 以上の場合） ☐ 軌道経営者（40ha 以上の場合）	■必要に応じて提出
9	開発行為同意書	☐ 東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 様式第 5 号	■都市計画法施行規則 第 17 条第 1 項第 3 号 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 5 条第 2 項
10	開発区域となるべき土地の登記事項証明書	☐ 土地の登記事項証明書	■申請日から 3 ヶ月以内のもの ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 3 条第 1 項
11	申請者確認書類	個人の場合 ☐ 住民票謄本（世帯全員の住民票） ※続柄を記載したもの 法人の場合 ☐ 法人登記事項証明書 ☐ 定款	■申請日から 3 ヶ月以内のもの
12	資金計画書	☐ 都市計画法施行規則 別記様式第 3	■自己居住用の場合、不要 ■1ha 未満の自己業務用の場合、不要 ■都市計画法施行規則 第 16 条第 5 項
13	申請者の資力信用に係る書類	☐ 前年度に係る所得税，又は法人税の納税証明書（未納の税額がないことの証明） ☐ 財務諸表(直前の事業年度のもの) ☐ 銀行等の預金残高証明書(借入れにあっては融資証明書) ☐ 工事見積書 ☐ 事業経歴書	■自己居住用の場合、不要 ■1ha 未満の自己業務用の場合、不要 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 3 条第 2 項
14	設計者の資格に関する申立書	☐ 都市計画法施行規則 別記様式第 6 号	■1ha 未満の場合、不要 ■都市計画法施行規則 第 17 条第 1 項第 4 号 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 6 条

15	設計者の資格を証する書類	☐ 最終学校の卒業証明書 ☐ 実務経験年数を証する書面 ☐ 20ha 以上の開発行為に関する工事にあつては、都市計画法施行規則第 19 条第 2 号に規定する資格を有することを証する書面 ☐ 都市計画法施行規則第 19 条第 1 号チに該当する者については、同規則第 19 条第 1 号イからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者（昭和 45 年 1 月 12 日建設省告示第 38 号）に規定する知識及び経験を有することを証する書面とする。 ※都市計画法施行規則第 19 条に該当することがわかるもの	■ 1ha 未満の場合、不要 ■都市計画法施行規則 第 17 条第 1 項第 4 号 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 6 条
16	工事施工者の資力信用に係る書類	☐ 法人登記事項証明書 ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業の許可書の写し	■ 自己居住用の場合、不要 ■ 1ha 未満の自己業務用の場合、不要 ■法人登記事項証明書は、申請日から 3 ヶ月以内のもの ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 3 条第 1 項
17	当該開発行為に関する工事の施工期間中の防災計画に関する書類	☐ 防災計画の内容がわかるもの	■ 5ha 未満の場合、不要 ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 3 条第 1 項
18	開発区域位置図	☐ 都市計画図 ※方位、縮尺、開発区域を記載	■1/50,000 以上 ■都市計画法施行規則第 17 条第 1 号
19	開発区域区域図	☐ 都市計画図 ※方位、縮尺、開発区域を記載	■1/2,500 以上 ■都市計画法施行規則第 17 条第 2 号
20	案内図	☐ 住宅地図 ※方位、縮尺、開発区域を記載	
21	開発区域となるべき土地の公図の写し	☐ 公図の写し ※方位、縮尺、開発区域、転写場所、転写日、転写者の氏名を記載	■申請日から 3 ヶ月以内のもの ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 3 条第 1 項
22	地積測量図	☐ 実測による三斜法、又は座標計算で作成したもの ※方位、縮尺を記載	
23	現況図 （開発区域区域図と兼用可）	☐ 方位 ☐ 縮尺 ☐ 開発区域の境界 ☐ 標高差を示す等高線 ☐ 既存の建築物及び工作物（擁壁、塀等）の位置・形状 ☐ 開発区域内及び開発区域周辺の公共施設の位置・形状 ☐ 開発区域内及び開発区域周辺の公益的施設の位置・形状 ☐ 樹木、又は樹木の集団の状況（1ha 以上の場合） ☐ 表土の状況（1ha 以上の場合）	■1/2,500 以上 ■都市計画法施行規則第 16 条第 4 項
24	土地利用計画図	☐ 方位 ☐ 縮尺 ☐ 開発区域の境界 ☐ 予定建築物等の位置・形状・用途 ☐ 公園、広場及び緑地の位置・形状 ☐ 開発区域内外の道路の位置・形状・幅員 ☐ 給水施設の位置・形状 ☐ 排水施設の位置・形状・水の流れの方向 ☐ 都市計画施設、又は地区計画に定められた施設の位置、形状・名称 ☐ 消防水利の位置・形状 ☐ 調整池の位置・形状 ☐ 河川その他の公共施設の位置・形状 ☐ 出入口 ☐ 公益的施設の位置・形状・名称 ☐ 樹木、又は樹木の集団の位置 ☐ 緩衝帯の位置・形状・幅員 ☐ 法面（がけを含む。）の位置・形状 ☐ 擁壁の位置・形状 ☐ 塀等の位置・形状	■1/1,000 以上 ■都市計画法施行規則第 16 条第 4 項
25	造成計画平面図	☐ 方位 ☐ 縮尺 ☐ 開発区域の境界 ☐ 切土、又は盛土をする土地の部分 ※表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。 ☐ 法面（がけを含む。）の位置・形状 ☐ 擁壁の位置・形状・高さ ☐ 道路の位置・形状・幅員・勾配 ☐ 予定建築物等の位置・形状 ☐ 現況高・計画高	■1/1,000 以上 ■都市計画法施行規則第 16 条第 4 項
26	造成計画断面図	☐ 方位 ☐ 縮尺 ☐ 開発区域の境界 ☐ 切土、又は盛土をする前後の地盤面 ☐ 擁壁の位置・形状・高さ ☐ 現況高・計画高	■1/1,000 以上 ■都市計画法施行規則第 16 条第 4 項

27	排水施設計画平面図	☐ 方位 ☐ 縮尺 ☐ 開発区域の境界 ☐ 排水区域の区域界 ☐ 調整池の位置・形状 ☐ 道路側溝その他排水施設の位置・形状・勾配・種類 ☐ 排水管の位置・形状・勾配・管径 ☐ マンホールの位置 ☐ マンホール管の距離 ☐ 水の流れの方向 ☐ 吐口の位置 ☐ 放流先の名称・位置・形状 ☐ 予定建築物等の位置・形状 ☐ 法面（がけを含む。）の位置・形状 ☐ 擁壁の位置・形状 ☐ 現況高・計画高	■ 1/500 以上 ■ 都市計画法施行規則第 16 条第 4 項
28	排水施設縦断面図	☐ 排水管の位置・軽所・勾配・管径・管底高 ☐ マンホールの位置・記号・種類・深さ ☐ マンホール管の距離 ☐ 土被り ☐ 現況高, 計画高	
29	排水施設構造図	☐ 縮尺 ☐ 仕様 ☐ 形状	
30	流量計算書	☐ 流量計算書 ☐ 流域図	
31	給水施設計画平面図	☐ 方位 ☐ 縮尺 ☐ 開発区域の境界 ☐ 給水施設の位置・形状・内のり寸法・勾配 ☐ 取水方法 ☐ 消火栓の位置 ☐ 予定建築物等の形状	■ 1/500 以上 ■ 都市計画法施行規則第 16 条第 4 項
32	がけの断面図	☐ 縮尺 ☐ がけの高さ ☐ 勾配及び土質 ※土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ ☐ 切土, 又は盛土する前の地盤面 ☐ 小段の位置・幅 ☐ がけ面の保護の方法（石張り、芝張り、モルタルの吹付け等）	■ 1/50 以上 ■ 都市計画法施行規則第 16 条第 4 項
33	擁壁の断面図	☐ 縮尺 ☐ 擁壁の寸法・勾配 ☐ 擁壁の材料の種類及び寸法 ☐ 裏込めコンクリートの寸法 ☐ 透水層の位置及び寸法 ☐ 擁壁を設置する前後の地盤面 ☐ 基礎地盤の土質 ☐ 基礎ぐいの位置・材料・寸法 ☐ 鉄筋の位置・径 ☐ 水抜穴の位置・径・設置割合	■ 1/50 以上 ■ 都市計画法施行規則第 16 条第 4 項
34	擁壁の安定計算書, 部材の応力度検討資料	☐ 構造図, カタログ ☐ 擁壁の安定計算 ☐ 部材の応力度の検討	■ 擁壁の高さが 0.5m 以上 1.0m 以下 構造図, カタログ 1.0m を超え 2.0m 以上 構造図, カタログ, 安定計算（必要に応じて, 部材の応力度の検討資料） 2.0m を超えるもの 構造図, カタログ, 安定計算書, 部材の応力度の検討（原則地震時の検討をする） ■ <u>プレキャスト擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 13 条に定める擁壁については設計条件以内であれば、安定計算・部材の応力度の検討を省略できる。</u> ■ <u>認定外のプレキャスト擁壁については、安定計算・部材の応力度の検討を必要とする。</u>
35	道路横断面図	☐ 縮尺 ☐ 幅員 ☐ 構造 ☐ 勾配 ☐ 埋設管の位置・形状・寸法	■ 開発道路等, 開発行為に関連する道路の工事を行う場合に提出
36	道路縦断面図	☐ 縮尺 ☐ 測点 ☐ 勾配 ☐ 現況高・計画高 ☐ 単距離 ☐ 追加距離 ☐ 基準線（DL）	■ 開発道路等, 開発行為に関連する道路の工事を行う場合に提出
37	その他村長が必要と認める図書	☐ 都市計画法第 34 条各号に該当することを確認するための図書 等	